

令和2年度 第3回 千代田区景観まちづくり審議会 会議録

日 時：令和2年2月10日（水）午後3時02分～午後4時19分

会 場：千代田区役所8階 第3・4委員会室

出席委員：西村幸夫（会長） 大江新（副会長） 鈴木伸治 池邊このみ 三友奈々
坂本真一 重松眞理子 内河英臣 樋口郁子 手塚敦 石井幸子
飯島和子 小野なりこ 林則行
（敬称略）

出席区職員：小川環境まちづくり部長

加島まちづくり担当部長

山下環境まちづくり総務課長

印出井景観・都市計画課長事務取扱 環境まちづくり部 計画担当部長

和田景観指導課長

配付資料：令和2年度第3回景観まちづくり審議会 次第

資料1 第12期千代田区景観まちづくり審議会委員名簿

資料2-1 屋外広告物景観まちづくりガイドライン（案）

資料2-2 第2回景観まちづくり審議会の意見と対応

資料2-3 パブリックコメントの結果概要

資料2-4 パブリックコメントに対する区の考え方

資料3 景観形成マニュアル改訂に向けた検討状況

資料4 景観まちづくり重要物件等に係わる令和3年度以降の取組み

1. 開会

【印出井景観・都市計画課長】

それでは、定刻となりましたので、令和2年度の第3回目となります千代田区景観まちづくり審議会を開催したいと思います。進行は、事務局の景観・都市計画課長、印出井と申します。よろしくお願い申し上げます。

本日は、緊急事態宣言延長ということで、この会議は、リアルのご出席を賜っている委員の方と、オンラインの併用という形で進めさせていただきます。オンラインのご参加の皆さんには、冒頭、本人確認をさせていただいております。後ほどご発言いただくときに、ビデオをオンにさせていただくというような形で進めさせていただきたいと思っております。

本日の出席の状況でございますけれども、伊藤委員並びに池田委員からは、ご欠席の連絡を賜っております。また、中津委員と坂本委員につきましては、開始途中からのご参加というようにご連絡をいただいているところでございます。いずれにいたしましても、本会の定足数の過半のご出席を賜っておりますので、この審議会としましては、規則に基づき成立をしているということ、冒頭申し上げさせていただきます。

なお、本日は傍聴希望者を承っておりますが、まだこちらに到着していない方もいらっしゃるようですけれども傍聴者はございます。以後、座って資料確認をさせていただきます。

本日の資料ですけれども、お手元にご配付させていただいております次第ですね。レジュメが1枚ございます。

以下、資料1というところで、本日の審議会の委員名簿というところでございます。

それから、資料2-1というところで、冊子になっておりますけれども、本日ご審議いただく景観まちづくりガイドライン。

それから、資料2-2が、景観まちづくり審議会、前回このガイドラインについて賜った意見と対応。

さらに、資料2-3が、前回ご審議いただいた後パブリックコメントを実施しました。パブリックコメントの実施概要というもの。

あと、資料2-4が、そのパブリックコメントでいただいた個々の意見に対する区の考え方という形の資料になっております。

資料3が、景観形成マニュアル。こちらのほうは、今後の景観協議の中で用いるマニュアルでございますけれども、この見直しですね。景観まちづくりを開始以降、見直しをしていなかったという経緯がありますので、見直しに関する資料ということでございます。

資料4が、様々ご議論いただいております景観まちづくり重要物件等に係わる令和3年度以降の取組みの検討状況についての1枚紙でございます。

それから最後に補足資料といたしまして、今回、ガイドラインの見直しの中で、少し語句の揺らぎとか、非常に実務的な部分について、揺らぎの統一などをした関係で、赤字の箇所が多くなっているの、その考え方をまとめさせていただいているところでございます。

以上でございますけれども、お手元でございますでしょうか。

2. 審議事項

(1) 屋外広告物景観まちづくりガイドライン（案）について

【西村会長】

はい。よろしく申し上げます。

この本審議会は、傍聴の方にも意見表明の機会を設けております。お席に用意してある用紙へ、審議案件の終了時まで意見の要旨をまとめていただき、事務局に提出していただければ、内容の時間によりましては、私のほうで要旨を読み上げたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、議事を進めたいと思ひます。議事の1番目、屋外広告物景観まちづくりガイドライン（案）につきまして、これまで議論をしていることでもありますけれども、今日が最後の審議となると思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、事務局のほうからご説明をお願ひしたいと思ひます。

【印出井景観・都市計画課長】

最初に私のほうから概略、全体像について少し復習も兼ねましてご説明申し上げます。

景観まちづくりに関しましては、一昨年、景観行政団体になり、景観法に基づく景観計画を策定し、その後、建築等の指導を中心とした景観まちづくりガイドラインを策定いたしました。宿題として残っておりましたのが、まさに今日ご審議いただく屋外広告物景観まちづくりガイドラインでございます。

このガイドラインを策定することによりまして、景観行政団体移行以降、我々が景観まちづくりを進めていく上での様々な指導のよりどころになるものがそろってくるということでございます。これにつきましても、非常に技術的な内容が多い中、本審議会でもお諮りし、さらに小委員会のほうでも専門的な調査をさせていただき、そして前回、当審議会でもいただいたご意見を踏まえた修正をさせていただきながら、パブリックコメントを実施したというところでございます。後ほど、パブリックコメントの状況等もご報告申し上げ

げますけれども、やはり、事業者さんからの反応が多かったと。この辺りは、我々のほうも、確かに指導の対象としては事業者さんなのですけれども、その指導によって、協議によって、利益を守られる区民の皆様からのご意見をいただける機会を、我々のほうでももう一段うまくPRしていけばよかったのかなと思いますけれども、その辺りも含めて今後の課題と認識をしながら、今回は最終的に修正をして、区として決めていくガイドラインについて、ご説明を申し上げます。

では、担当の和田のほうからご説明を申し上げます。

【和田景観指導係長】

景観指導係、和田と申します。

まず、資料2-2、前回の景観審議会におけるご意見の対応につきまして、簡潔にご説明をいたします。

一番目につきましては、新しい広告手法はニーズも高まり、変化もあるので柔軟な運用を随時更新し、見直しにも触れてはどうかといった趣旨のご意見を受けまして、本編の5ページに、全体の視点ということで追記をいたしました。

続きまして、2番目ですが、アートの専門家や既にある大丸有地区の広告物審査会との対話につきまして、ガイドラインに具体的に盛り込んでもらいたいという趣旨のご意見で、ご意見自体についてガイドラインに直接盛り込んでおりませんが、これまでのエリアマネジメントに関する議論を踏まえまして、本編36ページにエリアマネジメント広告を追加いたしました。

3番目につきましては、表彰制度のご意見につきましては、今後も引き続き検討をまいります。

続きまして、4番目の自家用広告のブランディング広告に関する記載方法についてのご意見を受けまして修正を行いました。

5番目は、基本方針の「歴史を生かす」という表現についてのご意見を受けまして、「歴史的構造を生かす」という表現に修正をいたしました。

これらの修正点は、既にパブリックコメント前に反映をさせていただいております。

続きまして、資料2-3、パブリックコメントの結果概要でございます。パブリックコメントは、昨年12月20日から今年1月12日まで行いまして、区内事業者の3団体からご意見をいただきました。それぞれ複数のご意見をいただいておりますので、件数としては14件というカウントをしております。

そのご意見の内容が資料2-4でございます。まず、代表的なご意見としまして幾つか紹介したいと思います。

1ページの2番目、「地域特性」「景観」「街並み」「街並み景観」という類似表現がありまして、それぞれに違いがあれば、その違いを、といったご意見をいただき、それぞれの表現の違いを区のほうで整理させていただき、このご意見を受けまして、本編中のこの類似語の表現を修正いたしました。

続きまして、三つ目。ビル名、施設名につきましては企業名称や商品名ではないので、広告物としての取扱いを緩和していただきたいというご意見ですが、東京都の屋外広告物条例によりまして、こちらの対応は不可とさせていただきます。

続きまして、共通編の第三者広告のあり方におきまして、具体的な数値や事例を出して、分かりやすくお示しいただきたいというご意見ですが、第三者広告につきまして地域ごとに特色が異なり、なかなか一概に数値や良好な事例を並べることが難しいため、対応ができなかったといったところでございます。

続いて、一番下の、時にはインパクトのあるような広告を打ち出すことも有効ではないかといったところで、「原則」という表現を入れていただきたいという趣旨ではあったのですが、「表現が過大にならない訴求力のある広告をご検討いただく」といった記載としておりますので、「原則」を入れるということが望ましくないといった判断をさせていただきました。

続きまして、次のページの1番目、デジタルサイネージの禁止区域における特例基準に「原則」という表記のご意見がありまして、こちらにつきましては、「原則」を付記いたします。

続いて、その次、特定屋外広告物について、ガラス面からの距離についてのご意見があったのですが、特定屋外広告物につきましては、ガラス面からの距離ではなく、その表示や位置の大きさ、表示内容から総合的に判断するため、対応不可とさせていただきます。

続きまして、四つ目。仮囲い広告・装飾についてのご意見ですが、アートは広告ではなく、屋外広告物条例上とともに、屋外広告物に該当しない整理としていただきたいといった趣旨と、また道路占用NGの緩和についてのご意見です。こちらの回答としまして、アートに係るものにつきましては、屋外広告物に当たるかどうかについては、表示内容ごとにご相談となります。

また、千代田区道では、道路占用許可基準に基づき、屋外広告物の表示はできません。なお、道路占用許可基準の取扱いにつきましては、前回の景観審議会へのご回答に引き続きまして、景観まちづくりの観点から検討を進めていきたいと思っておりますが、一方で道路管理の観点もありますので、慎重に検討を続けてまいります。

続いて、一番下、パブリックアートにつきまして、抑制的な規制ではなく、屋外広告物法の取扱いも含め、専門家の意見を踏まえた柔軟で発展的な運用をお願いしたいといったご意見を受け、こちらも前回からご意見をいただいているところがございますが、パブリックアートなど新しい広告手法に対する協議の進め方等につきましては、今後も検討を図りながら取り組んでまいりたいと思っております。

続きまして、3ページですが、屋外広告物条例の手続の一元化であったり、手続の簡素化についてご意見をいただきまして、一元化につきましては、根拠法、根拠条例が違うため難しいですが、簡素化につきましては、時代の流れもありますので、全庁的な取組も含めて今後の課題として捉えたいと思っております。

以上が、パブリックコメントとその対応についてです。

続きまして、補足資料についてです。

今回本編にかなり赤色が入っているかなと思うのですが、大変恐縮ではございますが、事務的に全体の見直しをさせていただいたところがございます。共通事項の1番目、2番目に書かせていただいておりますが、主に主語をつけたり、文字を統一したり、表現を分かりやすくしたことが大部分と認識しております。

また、下線をつけている箇所が、新たに景観配慮事項に加えた箇所にはなりますが、歴史的建造物周辺での配慮に関する記載を、ほかの地域でも記載させていただいたところではあります。

なお、個別事項の5番目ですが、屋外広告物につきましては、マンセル値による色彩制限を設けておりませんので、関係する文章を削除したところです。

また、一番下ですが、本編の最後2ページにわたりまして、用語集を追加させていただきました。その他細かい修正もございますけれども、全体的に新たな基準により、規制が強くなったとか、そういったものはないかなと認識しております。

本日のご意見を踏まえまして、本年3月にガイドラインを策定、4月1日より運用開始

の予定で進めていきたいと思っております。

説明は以上です。

【西村会長】

はい。ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして何かご意見があれば、伺いたいと思います。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【印出井景観・都市計画課長】

私のほうから若干の補足をさせていただきます。ガイドラインについてのパブリックコメントを踏まえた修正については、資料2-4でお示しをしたところでございます。そのパブリックコメントの中でも、ガイドラインの見直しというよりは、今後の制度運用に対するご要望も多々あるところで、例えば2-4の2ページ目のひし形の下から二つ目のところですね。これについては、これはなかなか制度的に難しいところなのですが、屋外広告物の定義を定めている屋外広告物条例というのは、東京都と書いていないので誤解を招くかもしれませんが、東京都屋外広告物条例になってございます。東京23区の中では、屋外広告物は東京都の条例であると。で、制度的には、景観行政団体になれば、自ら、千代田区としての屋外広告物条例を持てるのですが、まだ23区の中ではそういう立てつけになっていないというところでございます。その辺りも含めまして都の条例の中では、アートも含めたこういう運用になっているというところでございます。

あと、制度としては別になりますが、道路占用についてですけれども、道路上の広告物の表示はできないというような、これは道路法の運用の中での原則になっているところでございますけれども、一部、こういうアートの掲示等については、裁量の幅の中で検討可能な、区として裁量基準を決める、これが道路占用許可基準というものでございます。現状の千代田区の道路占用許可基準の中では、アートも屋外広告物の一環として基本的にはできないような取扱いになっているところでございますけれども、この辺りにつきましては、景観行政という観点と、それから今後、道路をどのように公共空間として活用していくかという観点と合わせまして、まちづくりと道路管理も含めて、今後、議論を深めていくということになるかなと思いますので、その点、補足をさせていただきます。

それから、補足資料でございます。大変恐縮でございます。今回パブリックコメントを受けて、全体の文字の若干の揺らぎの修正のご指摘を受けたところがございまして、それらを再精査する中で、同じ言葉を少し違う表現で言っているところがあったりしたところがありますので、こういった形で全体を通じた実務的な修正ということになってございます。

補足説明としては、以上でございます。

【西村会長】

はい。ありがとうございます。いかがでしょうか。

しかし、あまりにも多いですね。行政文書としてお粗末と言わざるを得ないのではないかと思います。それから、こういうものは事前にきちんと用語の統一などをして、パブリックコメントの前にはきちんとしたものにならないと、見てくださっている区民の方に失礼と思うので、次からは、あまりこんなことがないように、ぜひしてもらいたいと思います。

何かありましたら、よろしいでしょうか。

【印出井景観・都市計画課長】

リモートの先生方。

【西村会長】

そうですね。リモートの先生方で、何か委員の皆さん方で質問やコメントがあればと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。何度か、これは議論してきて、対応もしてきてもらえるものはしてきているということなので、もし、これでないようでしたら、これで進めていくということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

※全委員了承

【西村会長】

はい。ありがとうございます。それでは、この原案のとおりガイドラインを進めていただきたいと思います。

(2) 景観形成マニュアル改訂に向けた検討状況について

【西村会長】

では、続いて議題2、景観形成マニュアル改訂の検討状況につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

【和田景観指導係長】

景観形成マニュアルの一部改訂の検討状況につきまして、ご報告をいたします。

お手元に資料3をご用意いたします。景観形成マニュアルは、平成10年3月に策定をいたしました。このマニュアルは、景観に配慮すべき項目を50個の景観キーワードとして定め、そのキーワードごとに、当該キーワードの説明や事例写真などを掲載したものでございます。

このページ、資料3の1ページ目が現行のキーワード集の一覧表でございます。設計者等は、建築物などを設計する際に、このキーワードをヒントに、区と対話をしながら景観に配慮する内容を計画に取り入れていただくものでございます。選ばれたキーワードにつきましては、景観の届出の際に、3ページのように、関係図面にキーワードを掲載しまして、景観に配慮をしているポイントを記載いただいております。このようなキーワードを用いて対話をする手法を学術的にはパタンランゲージ手法といいまして、神奈川県の実鶴町とともに、当時は先進的な事例とも言われておりました。

一方で、策定から20年以上経過し、時代の変化に応じてキーワードを見直す機会がこれまでなく、掲載している内容も当時の時代を感じる写真も残っているのが現状です。

そこで、区が景観行政団体となり、景観計画及びガイドラインが一新されましたこの機会に、このマニュアルの改訂に取り組み始めました。検討体制につきましては、景観協議を最前線で行っていただいております景観アドバイザー4名の方々や、景観審の小委員会でも議論を重ねながら、作業を進めているところでございます。

検討に当たりまして、従来の50個のキーワードがここ3年間ぐらいの景観協議でどのぐらい使われたかを調査いたしました。その中では、よく使われるキーワードや、あまり使われないキーワードがあります。旧キーワード名で言いますと、よく使われるキーワードとして、「目立たない設備」とか「ふさわしい色彩」といったキーワードがよく使われ

ました。

なお、3年間の協議実績の中で一度も使われていないキーワードはありませんでした。よって、改訂をするに当たり、基本は今のキーワードの趣旨を残しつつ、キーワードの意味が伝わりにくいものについては、キーワード名を変更したり、足りない要素についてはキーワードを新規に追加したりしました。

また、改訂の検討の中で、設計者等にとって、もっと活用しやすいものにしていくために、景観計画、上位計画で定められました基本方針ごとの五つの横軸の分類のほか、新たに縦軸に四つのスケールでの分類をいたしました。

今申し上げた縦軸の四つのスケールにつきまして、まず一つ目は、地域単位ということで街区を越えて地域単位で景観配慮をしていただくキーワードについてはこのブロック。続いて、計画地周辺の街区レベルで、景観配慮をしていただくキーワードについてはこのブロック。さらに、もっと狭い敷地内の外部空間で景観配慮をしていただくキーワードについては、この外構のところ。最後に敷地内の建物レベルで景観を配慮していただく項目については、この建築でという分類をいたしました。これにより、おおむね大規模な開発ですと、上のほうのキーワードを拾っていただき、小規模敷地での建築では下のキーワードを拾っていただくといったイメージにつながるかなと思っております。

右下に凡例がありますが、新規キーワードは四角で囲ったもの、キーワードの右横に括弧で旧キーワードが書かれているものが、キーワード名を変更したキーワードでございます。増やしたキーワードとしまして、近年、大規模開発が増えたことによる広場に係るキーワードを増やしたこと。例えば30番の「広場のデザイン」、35番「大きな人の輪」でございます。

また、夜間景観という新たな視点から、照明に係るキーワードを増やしました。例えば36番「つながるあかり」、46番「安心をもたらすあかり」、57番「品格のある光」。

また、広告に係わるキーワードが、従来、一つしかなかったので、27番「まちと共感する広告」を増やしました。

また、水に係わるキーワードとして、16番「水のある場所」という従来の水に触れる場所からのキーワードの変更のほかに、もう一つ、広い範囲での「水辺のにぎわい」といった新キーワードをつけたところでございます。15番ですね。

このほか、23番「路面のにぎわい」というキーワードは、旧キーワードのプロムナード、あいだにある住宅の二つのキーワードを統合させました。また、37番の「繋げるやさしさ」も同様です。

一方で、右上のところに書かれております「都」の魅力というキーワードは、具体の景観協議に落としづらく、使用頻度も低いため削除を考えております。現時点では、従来の50個のキーワードが57個に増えております。

続いて、具体のキーワードの詳細なページの例を二つ、紹介します。

資料3の4ページでございますが、現行で先端性の蓄積というキーワードです。このキーワードの趣旨が、歴史的に形成されてきた地区の特徴や重要性を十分踏まえた上で新しい試みを取り入れ、先端性を構築するといった趣旨を持っておりますが、この趣旨が従来のキーワード名だけだと伝わりにくい面があり、改訂では「歴史の継承と創造」というキーワード名への変更を考えております。

また、事例写真としまして、東京駅、三菱一号館美術館、KITTEや博報堂など比較的新しい事例に変更を考えております。

また、もう一つのキーワードの事例は、現行で「あいだの緑」です。建物の間や建物と人々の間をつなげる緑という趣旨がありますが、新たなキーワードでは、開かれた緑とす

ることを考えております。緑が敷地内に向けたものではなく、道路や人々やまちに向けて開かれた緑であるという趣旨を込めたキーワード名を考えております。

事例写真といたしましては、神田の例など幾つか掲載しております。特に景観まちづくり重要物件であるこの事例につきましては、狭い敷地であるにもかかわらず、工夫して緑を創出されている貴重な事例として掲載を考えているところでございます。このような方向で、全キーワードの写真などの更新を進めているところでございます。

このように、景観形成マニュアルは、景観計画やガイドラインのように新たな基準、規制となるものではなく、事業者や設計者に対して景観に配慮する上でのポイントをキーワードとして、よい事例写真を掲載しながら紹介をしていくものでございます。

また、区民の方々に対しましては、区の景観まちづくりで配慮すべきポイントや事例写真を通して、より理解を深めていただくものになればと考えております。

本日は、改訂作業の概要について説明させていただきましたが、引き続き景観アドバイザーや景観審の小委員会でも、キーワードの一覧を確認しながら詳細を詰めまして、今年の3月末に改訂を行う予定です。

なお、景観まちづくり計画や各種ガイドラインには、この景観形成マニュアルのキーワード名が掲載されております。景観形成マニュアルの改訂に伴い、景観計画やガイドラインに掲載されているキーワード名は、新たなキーワード名に修正をしたいと思っております。この修正は、キーワード名だけの修正のため、軽微な変更として実施をさせていただく予定としております。

説明は以上です。

【西村会長】

はい。ありがとうございました。それでは、この件に関しまして、ご意見を伺いたいと思います。ご意見、ご質問がある委員の方は、挙手していただきたいと思います。いかがでしょうか。

【印出井景観・都市計画課長】

すみません。若干のご説明をいたします。

特に今日、ご出席賜っています区民委員の皆様、あるいは区議会議員の皆様からすると、これをどう使うのかと、なかなかぴんとこないというところがございますけれども、基本的な使い方としては、建物を新築したり、あるいは街区レベルで市街地が再構築をしたりするときに、それぞれの景観に配慮をする事項を、るる記載をしていくという手法もあるのだらうなと思います。緑ですとか、水辺ですとか。

一方で、なかなか具体的に記載をすることで、逆に展開することが難しいということもありまして、設計者と、我々指導するほうが、イメージを共有して逐次改善をしていくための一つの材料だということになってまいります。それで、今回、2ページ目にごございましたように、それぞれのキーワードを見直しながら、様々なレベル感があるだろうと。広い、例えば都市軸に関わるようなレベル感を、広域的なレベル感から街区の再構築、それから個々の個別建て替えとかですね。その辺りも含めて少し整理をさせていただいたというところでございます。

ですので、審議会の区民委員の皆様、区議会議員の皆様には、例えば今後、そういった都市計画レベルでの景観に対する審議があったときに、こういったキーワードを思い浮かべていただいて、それとの整合性というのでしょうか、そういったものについて少し、我々のガイドラインを見ていただきながらご意見を賜るとか、あるいは、その個々の市民レベ

ルの立場で言うと、隣にできた建物が、こういった建築におけるキーワードに沿った景観形成がなされているのかどうかということを考えるときのヒントにさせていただくとか、そういうことでご活用いただけるのかなと思ってございます。いずれにいたしましても、もう一段、今日、ご意見を賜って、アドバイザーの皆さん、小委員会でも議論をしながら整理をしていきたいと。

それから、ある程度安定的なものではあるのですが、時代の流れの中で、今後も引き続き、見直しをする必要があるのかなと思っておりますので、これからは、何かこういう冊子にして、固定してずっと同じという時代ではなくなってきたので、その辺も含めまして、随時、継続して我々としてはメンテナンスをしていきたいと思っております。

補足でございました。以上でございます。

【西村会長】

ありがとうございます。

私のほうからも、若干追加のコメントをさせていただきます。私、作成するときに関わっておりましたので、なぜ例えばルールとして非常に強いものでなくて、こういうものが必要なのかということに関しては、当時の議論は、ルールを、例えば数値基準を決めれば、非常に明確にコントロールできるのですけれども、数値基準みたいなものを決めると、その基準さえ満たせばあとは自由だということで、基準の意味が随分変わってきてしまうのですよね。クリアするだけの基準になってしまうと。最低基準のつもりでこちらが提示しても、そこが最高基準だと。クリアすればセーフという感じの基準になってしまうということもあるので、なかなか、いいものの議論をして作っていくということに、なかなかなりにくいという問題点があるのですね。

千代田区の景観まちづくり条例は、事前協議を義務づけているので、事前に設計者と議論をするときに、単にその最低基準を満たせばいいというのではなくて、もっとよりよいものを作るためには、何かいい手がかりの考え方があって、それが意味クリエイティブな議論の手がかりになって、もっといいものができるのではないかと。そういうことをやるのが、その事前協議の本来の意味ではないかということで、そのためには千代田区が持っている色々な、今まで造られてきた、いい建物が持っている手がかりというものも探し出してみても、そして、当時は50だったのですけれど、50にまとめて、こういうことを共通して意識していれば、もっといいものができてくるのではないかとということで、こういうものを作ったという経緯であります。

ですから、その資料3の1ページが、そのときの、作ったときの目次なのですけれど、下のほうに点々と書いてあるのは、これはその後、いろいろな時代が変われば、キーワードも増えたり減ったりしていくのではないかとということで、改訂することが前提でいろいろ議論が出たのですけれど、なかなか、先ほど印出井部長からもありましたように、一回冊子になりますと、なかなか印刷予算もつかないので、動きにくくなったのですけれど、これから先はもう少しネット上でいろいろ改訂できるということであれば、本来の意味でいろいろなことができるので、その第一歩として改訂という作業が始まったという感じですね。ですから基本的には改訂することも、そもそもこのキーワードは、前提として作られていたということでもあります。

補足にしては長いコメントだったのですけれども、以上です。

何か、よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。大江先生。

【大江副会長】

質問なのですけれども、見たところまだ幾つか細かい言い方、気になるところがあるので、今後のスケジュールの中でどのぐらいの期間で、どんな形でやりとりが行われるのでしょうか。

【和田景観指導係長】

現在、景観アドバイザーの方々と月1回ぐらいのペース、それから、景観審の小委員会のほうでも数回、議論してきたところでございますので、2月後半にも、もう一度景観アドバイザー会議の中で議論をさせていただく会がございますので、本日もご意見いただいたものにつきましても、そこにフィードバックする形で、3月末の改訂に向けて取り組んでいるところでございます。

【大江副会長】

では、今後見ていく中でいろいろ気づくこともあるのかもしれませんが、今見ていて、例えば緑色のところの育む自然の街区、外構の辺り、建築まで見ていったときに、水に係わるキーワードが幾つかありますよね。15番の「水辺のにぎわい」とか、16番の「水のある場所」、二つですかね。

例えば具体的に言うと、皆さん分かりやすいのではないかと思いますけれど、ここの建物の向こう側に、昔、千代田区役所だったところで、今、九段坂病院でしたか、建て替わっているのがありますよね。あそこを通るたびに思うのは、ちょうどあれがなくなったときに、水辺の斜面が緑なら、あんなふうに見えるのだ、今度できる建物は道路側から透けて向こう側が見えるような造りだったら、いいだろうと期待していました。でもそれに反して、実際に出来上がったのは、ほとんどもう塞がれた形になってしまいましたよね。

で、ああいうときに、水に触れはしないけれども、水面を見通せるとか、緑の斜面でもいいのだけれど、そういうものを建物越しに見通せるようなものにほしいときは、どのキーワードに当たるのでしょうか。水のある場所ならば、それを意識して作りなさいと広く指導すればいいのか、あるいは、もう少し水を感じさせる造り、造りとまでは言わなくても、広い言い方のほうがいいのか。水のある場所と書いてあれば、それを意識してみんな造る、造り方はいろいろあるから、あとは指導の現場で適切に指導すればいいのだと。そういう広いやり方もあるだろうし、もう少し具体的に言ってしまう方法もある。ずっとキーワードを見ていくと、割合具体的に言っているのと、かなりいろいろ考えないと連想できないのがある。ばらつきがあって構わないのですけれど、今ちょうどその水のことに気づいたのですね。

例えば15番の「水辺のにぎわい」というのは、にぎわいをつくり出すような場所にしなさいと、少し大きい開発なんかではそれがふさわしいと思うのですけれども、小さい建物で、例えば外構で一生懸命頑張って水辺とのふれあいをよくすればいいのだけれど、何かそういう仕組みを建物に組み込んでやろうとすると、これは外構のところより、建築のところに書いておいたほうがいいのかと思ったり、そこまで厳密にしなくていいのか…

もう一つそのことに関わって言うと、建築、外構、街区って、本当はくっきり分かれていなくて、お互いにオーバーラップしながらいく。だから、この表をそういう表現の表に変えてしまうというのがあるのかなと思います。取り留めのない言い方ですけれど、そんなふうに今、これを見ていて感じたものですから。

【印出井景観・都市計画課長】

では、少し私のほうから述べさせていただきます。

大江先生ご指摘いただいた、地域、街区、外構のレベル感というイメージで我々は捉えておりますし、ご指摘のとおり、相互に関連するということも当然あるだろうと思います。

それから、水辺についてのご指摘ですけれども、まさにその辺りもイメージしながら、要は、当初、2ページ目の16番、水にふれる場所というのは、かなり親水性ですね。水に近いところで、水を体験できるようなイメージに近いところを、中を取るような形で水のある場所と。それで、これも外構という形でカテゴライズしてありますけれども、外構に限ったというよりも、敷地における外構レベルの中で、そういった展開ということになってくるかと思えます。ですので、例えば私どもが今イメージしているのは、日本橋川等の川沿いについては、非常に街区が薄いところがありながらも大江先生ご指摘のとおり、全部川が見えないというような、そういった街区もあったりするかなと思えます。そういった中で川を感じる、日本橋川に限らずお濠もそうかなと思えますので、その辺りは16番の中で、少し指導や共有をしていくということになるかなと思えます。

別にいたしまして、今、いただいたご意見だとか、うまく反映できるような形で、内容のほうで取り込んでいくということで承らせていただきたいと思います。

【大江副会長】

確かに、これをよく見てみると、外構というのは建築の外側だけを言っているかと思いたけれど、建築も含めた敷地全体があって、その中にまた建築がありますよ、となっていますね。外構をまたくるむように街区があってという。だから、きっちり分けていないということは、既にここに現れているのですね。分かりました。

【西村会長】

ありがとうございます。

ほか、何かありますでしょうか。

はい。どうぞ。

【林委員】

すみません。2点ありまして、27番の「まちと共感する広告」と。ここが結構、地域回りをしていますと、あの看板、明る過ぎるではないかとか、このまちには違和感がありますねとかというお声を拾ってきたりするので、大きなカテゴリーで、ダウンタウンとヒルトップで、山の手と下町で分けて、下町のほうは明るくても全然問題ないと思うのですが、ある程度、標高の高いところというのが、この共感する広告というのがどういう位置づけでやられていくのか、新規のキーワードになったので、というのが1点です。

もう一点は、光についてで、36番の「つながるあかり」、46番の「安心をもたらすあかり」、57番の「品格ある光」、ここも共通しているのですけれども、どこまで、品格といっても、それぞれ価値観で変わってくると思うのですよ。で、うちの近所は、半蔵門というところは全く、真っ暗なままですけれども、少し下りていくと桜田門になると、ライトアップしていて、夜景が、これはきれいだということと、そうではないという意見とそれぞれ価値観が出てくるので、安心ですとか、品格ですとかという価値観のところというのは、どういう位置づけで今後、事前協議をやられていくのかというのを説明していただけるとありがたいのですが。

【西村会長】

はい。ありがとうございます。広告のところとあかりのところですけども、何かありますか。

【印出井景観・都市計画課長】

ご指摘ありがとうございます。今、キーワードの使い方なのですが、このキーワードを用いながら今回整理していただいて、屋外広告物のガイドライン、それから景観計画や景観まちづくりのガイドライン、そういったものの中では、地域別にその景観特性、地域特性を踏まえて、景観の在り方について示してございます。その辺りとうまく連携をさせながら、先ほどお話しいただきました広告の在り方についても、やはり秋葉原と番町エリアとか、皇居周辺とか、そういったところを含めて取扱いも異なってくるかと思しますので、そういったキーワードと地域特性をうまく絡めながらという形で運用をしてみたいと思っております。

それから、夜間景観についてもしかりでございます。皇居周辺と神田、秋葉原、番町エリアとそれぞれ地域特性は異なっているかなと思しますので、その辺りも含めて、今後、キーワードの運用については、今まさに、最終段で検討をしているところでございますので、その辺がしっかり受け止められるような内容になるように、今日いただいたご意見も踏まえて、もう一段検討をしてみたいと思います。

【林委員】

聞き方が悪かったので。27番に關すると、まちとマッチしたということに、例えば共感する。共感というのが、主観が入る形になるので、これが行政の方と事業者の方が、いや、私は共感していると思うと事業者に言われたときに、なかなか、ほかのところは、かなり主観が入っていないので協議しやすいのかなと。共感というのが非常に分かりづらいのかなと。で、46番の安心もそうですし、57番で品格もそうですし、それぞれ、個人も違う、事業者も違う、ここの主観対主観になったときに、きれいな形で街並み誘導ができるのかなと。従前あったところというのは、この主観的な価値観が非常に少なかったのですけれど、今回、新規になったのは、非常に、事業者も主張ができる。本当に青い光がこれ、上品な光でしょうと、広告。うちの近所でよくクレームがあったのは。夜、こうこうと青い光で、あのビルの名前があるのですけれど、おしゃれではないですか、上品ではないですかという事業者と、いや、まちの方たちは、これは下品でしょうという形になってきたときに、主観が入り込み過ぎると、指導のほうが難しくなるのではないのかなというのに対して、どのような形で、今までの継続性を含めて、指導をより強くできるのかというのを確認できればそれで結構です。

【印出井景観・都市計画課長】

ありがとうございます。先ほど、冒頭、西村先生がご指摘いただいたように、景観指導の難しさの中で、指導する側とされる側が、うまく数値等の定量的な基準でもって運用できるかという、なかなか難しい面があると。先ほど申し上げたように、地域特性もあると。そういう意味では、こういうキーワードを使いながら、今後キーワード集の中には、ある程度、共感という言葉に関連づけますと、多くの方が、これはいい広告のありようだとか、あるいは、いい夜間景観のありようだとかいう評価をされているような事例を紹介する中で、お互いにその共通の価値を、協議の中で探し、模索していくというような運用

になるかなと思っています。

一方で、やはり地域の方々の価値基準と、事業者さん、それから我々とは異なる場合もあるかと思しますので、その辺りについては、やはり、しっかり個々にフィードバックをしながら、運用を見直していくということになるのだろうなと思っています。

【西村会長】

なかなかこれは、答えがない問題ですけど。しかし、別のところで意見があって、いいものは検証していくような仕組みを考えるとすることは、こういうところで一つの方向性みたいなものが見えてくるということにもなると思いますので、少し検討をしていただければと思います。

悪いもの、ワーストファイブみたいなのはなかなか行政は選びにくいのですが、それは、例えば、地元側だったら自由に選べるということもあるので、それは民間のNPOや活動と、それから行政がやることと少し役割分担をするということはあるかもしれないですね。はい。

ほか、何かありますでしょうか。

はい、どうぞ。

【手塚委員】

区民委員の手塚です。

二つあります。一つは、最初にこのマニュアルができた経緯をお話しいただいたので、すごく分かりやすかったので、どうもありがとうございました。

一つはこれから議論されるということだったので、上位概念から地域、街区、外構、建築と先ほどのお話もあったのですが、していく中で、キーワードがやはり上から下にうまく刺さっていくように、それぞれに思いがちゃんともるようにキーワードがつながるといいなと思います。具体的に言うと、歴史を刻む場所というキーワードでいくと、継承があったり、そこの土地の履歴があって、そして継承があって、細部を、年輪を重ねる材料とか語りかける細部。具体的に言って、うちの近所にも、例えば多くの碑があって、そこにはそこの土地の履歴とかいろいろなことが書いてあって、それが地域に伝わるのですけれど、そういう、それぞれのところに上から下へ、概念のところから刺さっていくように書いておいていただくと、よりデベロッパーとか、設計者の人たちにこちら側の思いといいますかが、それぞれのところで通じるのかなと。

結局、先ほども言いました建築なら建築だけに入っているとか、街区だけに入っていると、どうしても、これをクリアすればいいのじゃないかなというお話になりましたけれど、何かそういうふうに捉われるよりは、区というか、区民の思いとかそういうのが伝わりやすくなるので、つながったキーワードを大きなものから小さいものまで、専門の方、これから検討されるということなので、やっていただくと嬉しいなということです。

それから、もう一つ。キーワードの話なのですが、過去3年間でほとんど使われなという話と、これが使われている、これを変えるという話をいただいたのですが、ぜひ、そういう意味で、行政とか専門家の方から見て、思いといいますか、それが分かりやすくて、より伝えたいもののキーワードというのがもしあれば、どんどん追加をしていただければなと思います。よろしくお願ひします。

【西村会長】

よろしくお願ひしたいと思います。また、景観アドバイザーの議論で反映させてくださ

い。

ほか、いかがでしょうか。あと、リモートで——はい、どうぞ、大江先生。

【大江副会長】

一つだけ。これ、国語の問題なのかもしれない。黄色の24番のところに「活かす路地」、もともとは「活きた路地」だったのが「活かす路地」になっているのですけれども、「活かす路地」って、何か国語として変かなという気がするのですけれども。路地の価値だとまだいいし、路地を活かすもいいのだけれど、活かす路地って何か変ではないかなと思って。どうでしょうね。

【印出井景観・都市計画課長】

多分、日本語の課題というのはあるのかなと思うので、趣旨としては、やはり、特に道路率が高い神田エリアの中で、路地空間が非常に寂しい状況になっている。駐車場が面した路地ばかりとか、あるいは路地に人けがないとかというところについて、そういったものを人けを創出しながら、路地を新たにというか、新たにではないですね、昔のように公共空間として再度活用していくというようなイメージであります。

【大江副会長】

ええ。まさにそういう内容だと思うのですけれども、もう少し、表現を検討したほうがいいのではないかと。

【印出井景観・都市計画課長】

そうですね。体言止めで整理していたりするということもあるのかなと思いますので、趣旨はご理解賜ったかなと思いますので……

【大江副会長】

よろしく申し上げます。

【印出井景観・都市計画課長】

ええ。キーワードはもう一度点検させていただきたいと思います。

【西村会長】

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

リモートで参加している委員の方々、何かありますか。

鈴木先生申し上げます。

【鈴木委員】

はい。以前も申し上げたと思うのですけれども、大丸有のほうでは、デザインマニュアルというのを作られていて、そのときに、その景観形成マニュアルのキーワード、それから、まちづくりガイドラインのキーワードであるとか、それから、デザインマニュアル独自のキーワード、それから美観地区ガイドプランのキーワードというのを、四つのキーワードを再整理して、まとめていらっしゃるのですね。ですから、ある意味では、かつての景観形成マニュアルのキーワードを実態がほぼ追い越してしまっているようなところがあ

るわけです。で、事前協議の中でも、既に、例えばリレーデザインというような言葉というのは、我々、アドバイザーのほうも使っていますし、そういった面で見ると、キーワードが、あくまで景観形成マニュアルの改訂というところに、こだわり過ぎているのではないかとこのところが気になるところです。

それから、もう一つ。今、いわゆる社会実験であるとか、空間のマネジメントの担い手みたいなものに注目がやはり集まっていると思います。で、そういったことも想定したキーワードを設定というのも、新たに加わってもいいのではないかと思います。主に2点、意見です。

【西村会長】

ありがとうございます。非常に大きなフレームのコメントがありましたが、これもぜひ反映させていただくというには、あまりにも時間が少ないようで不安なのですけれども大丈夫ですかね。年度内にと言われてもなかなか難しいけれど。でも、問題が大きければ、これは年度内に全てやらないと、何かが止まるというものでもないのでもう少し、本当にいいものができるということであれば工夫をして、いいものにしていくということも考えてほしいと思います。いかがでしょうかね。

【印出井景観・都市計画課長】

全体のスケジュール管理の関係もありまして年度内ということで、我々としてはスケジュール管理も大事ですので、そういう意識しております。

一方で、スケジュールありきの中で、十分その検討が行き届かない中で、整理をするということについても課題があると。で、現実には、年度内にまとまらないと、景観指導上何か具体的な支障があるかという、多分、ないと思います。様々なこちらの内部検討作業や成果物の作成における契約上の問題とか、そういった実務的な課題のほうが大きいかなと思いますので、今、西村先生からいただきましたように、その辺りも調整可能な中で、対応してまいりたいと思います。

【西村会長】

ありがとうございます。
どうぞ。

【大江副会長】

はい。スケールの中の左を見ると、地域、街区、外構、建築とありますけれど、上から順に地域的なもの、街区、外構、建築が並んでいるのはそれでいいのだけれど、それが右の端までずっと線でくっきり分かれているのを、薄めるなり、やめてしまったほうが、それでも十分分かるのではないかと思うのですけれど。何かこれが邪魔しても困るので、そのよしあしを考えてみていただければと思います。

【西村会長】

ありがとうございます。デザイン的には、まだ、いろいろ改善の余地がありそうですね。

【大江副会長】

おもしろいのではないかなという気がします。

【西村会長】

色の濃淡もこれでいいのかとか、考え出すといろいろなことが出てきそうなので。

【印出井景観・都市計画課長】

はい。たしか中津先生からもご指摘いただいでいて、やはりこういった景観指導をするようなガイドライン、マニュアルというものこそ、デザインにこだわる必要があるという話がありますので、その辺もできる限り、今、いただいたご意見を踏まえて、頑張っていきたいと思います。

【西村会長】

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。それでは、また気がつきましたらコメントをいただければ、また改訂に反映させていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(3) 景観まちづくり重要物件等に係わる令和3年度以降の取組みについて

【西村会長】

それでは、続きまして次の議題です。議題3番目、景観まちづくり重要物件等に係わる令和3年度以降の取組みについて、事務局より説明をお願ひしたいと思ひます。

【和田景観指導係長】

本年度の景観まちづくり審議会会長宛ての要望、あるいは区議会企画総務委員会における陳情審査も踏まえまして、景観まちづくり重要物件等に係わる令和3年度以降の取組みにつきまして、簡単に方向性についてご説明いたします。

まず景観まちづくり重要物件の新たな選定につきましては、平成15年度の当初指定の際、景観まちづくり重要物件指定候補となっていて、指定に至らなかった物件についての現状調査を行ってまいります。

また、そのほか、これら以外の歴史的、景観的に価値のある建物、例えばDOCOMOの近代建築物搭載物件などにつきまして、現況の調査も併せて行ってまいります。

また、景観重要建造物の指定ということで、景観まちづくり重要物件に指定されている物件の中から、所有者の意向調査を進めた上で、景観法上の景観重要建造物の指定を進めてまいります。本年度は1件、指定をいたしました。なお、公共施設は優先的に進めたいと思っております。

続きまして、新たな補助・支援制度の検討です。「景観まちづくり重要物件」の改築、機能更新にあたり、引き続き景観まちづくり重要物件の指定に至らない場合であっても、現状の景観的な価値を継承し、界隈の景観形成に資するような計画について外観、形態、意匠等の継承に係る支援の可能性について検討をしてまいります。

また、景観まちづくり重要物件やその他景観的に価値を有する建築物の改修に当たり、形態・意匠デザインなどの助言だけではなく、リノベーション・不動産経営の観点から助言ができるような新たなアドバイザーの選定を進めてまいりたいと思っております。詳細は令和3年度に検討をしてまいります。一部、令和2年度、本年度より検討を開始しているところでございます。

以上でございます。

【西村会長】

ありがとうございます。それでは、この件につきまして、何かご質問、ご意見等あればお願いしたいと思います。

はい。それでは、飯島委員のほうから。

【飯島委員】

1番の候補となっていて指定に至らなかった物件というのは、様々な事情があると思うのですね。所有者の方の同意があくまでも必要なので、ここら辺は、その価値について、それを残しておくよりも、ほかに何かを、方向を考えているという所有者の方がいらした場合は、やはり、その指定物件にはできないわけですね。そこら辺のところ、そういう何か、この区の意向、指定にしたいということと、所有者の意向が矛盾をしたときというのは、何か方策というのはあるのでしょうか。

【印出井景観・都市計画課長】

事務局でございます。

率直に言って、難しいかなと思います。我々のほうとしては、指定候補になっただけで指定しなかったものが、その後の事情の変更によって、やはりこういう景観的に価値がある建物を有効活用したいというような所有者さんになっているような場合についても、こちら側からお声がけしないと、この制度的な認知も十分でないのかなと思っているところです。

一方で、その裏側の話ですね。引き続き、新たな所有者さんについても、景観まちづくり重要物件の指定について同意が得られないというようなことも、多分あるのだろうと思うのですけれども、そのあたりについては、(3)のほうで、そういった物件を活用することによる価値の創出みたいなものをアドバイスすることによって、何とか少しその景観的な価値の継承であったりとか、当面の間、改修に補助が出る景観まちづくり重要物件への支援につなげていきたいと。その歩留りがどのぐらいなのかというのは、今、なかなか厳しいとは思いますが、いずれにしても、そういう作業を全くやってこなかったというところの反省がございますので、一旦、洗い出しをさせていただいて、それから取り組んだ結果は、また審議会のほうにもご報告をさせていただきながら、いろいろお知恵を拝借したいと思います。

【飯島委員】

今、保存をしてほしいというか、すべきものというのは、やはり今すごく重要な時期だと思うのです。で、今を逃すと、やはり、なくなってしまうという、そういうものたくさんあるかと思うのです。そのときに、所有者の方のそろばんが影響するということもあるでしょうし、その価値ということを所有者の方が認識されない。幾らお話をしても認識されない場合もあるでしょうし、そこら辺のところは、なかなか難しいのではないかなと思うのです。私個人としては、やはり、再三何か、何も考えなければ、ぜひ残してほしいという、そういう思いがいっぱいあったとしても、なかなかそういう、思っただけではいけないのでね。何か矛盾が起こった場合、どうされるのかなというところが不安なのです。

以上です。

【西村会長】

それでは、小野委員、お願いします。

【小野委員】

はい。今の飯島委員に、少し付随してなのですけれども、景観・都市計画課だけで今の、いわゆる不動産として活用するアドバイザーですとかということを検討されていると思いますけれども、ほかの所管も交じえて、何かこうした景観重要物件に指定された方々をお支えするというようなことは検討されていますでしょうか。

【印出井景観・都市計画課長】

事務局でございます。

ほかの区の所管ということで言うと、一番関わりがあるのが文化財担当のほうかなと思っています。それからまた、利活用という観点から言うと、観光担当かなと思っています。で、文化財担当のほうの中では、要は景観まちづくり重要物件なのか、景観重要建造物、あるいは国登録文化財とか、そういった中で景観的価値を継承し、その所有者、利害関係者の人にとっても、そのメリットのある保存の仕方、そして文化財も保存から活用へということにありますので、そういった活用については、文化財担当とは、いろいろ情報交換しているのですけれども、さらに一歩進んで、観光資源、地域資源としての活用については過去に神田の家というような形で、文化財の旧材木商のということがありまして、我々まちづくりも、一定程度関与した部分もあるのですけれども、確かに、ご指摘のとおり、その辺の視点というのは大事だと思いますので、今後もそういったことを念頭に入れて、運用のほうを図ってまいりたいと思います。

【小野委員】

ご検討いただいているということでありありがとうございます。確かに所有者が、やはり実際にお金がかかることだけでも保存をしたいという中で、一方で、今後どうやって自分の物件を活用して稼いでいけるかということも考えないと、やはり助成金だけに頼るわけにはいかないというようなご意見もありますので、ぜひ、その辺りのところを進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【西村会長】

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。リモート参加の委員の方で何かありますか。鈴木先生、どうぞ。

【鈴木委員】

はい。景観まちづくり重要物件の選定について、建造物を基本的に扱うということだと思っておりますけれども、要は、少しく、スコープを広げるといいますか、例えば、これまでの景観協議の中でも、何度か話題になった、例えば古い護岸がどうだとかですね。あるいは、公園の歴史性みたいなものが焦点になったようなこともありますけれども、今、景観まちづくり重要物件の中には、橋は入っているのですけれども、例えば護岸であるとか、公園だとかそういったものは入っていない。一部塀が入っている部分があったと思うのですけれども、若干そういうカテゴリーも含めて考えるというようなことも必要ではないかなと思います。

以上です。

【西村会長】

ありがとうございます。基本的に建造物なので、その意味では工作物も入るわけですから、やろうと思えばできなくはないということで、少し工夫をしてみただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。

はい。ありがとうございます。それでは、この件に関しては、引き続き事務局のほうで検討していただくということでした。適宜、審議会としても報告を受けるという形で進めていきたいと思えます。

3. その他

【西村会長】

それでは、その他ですけれども、その他で何かありますでしょうか。

【印出井景観・都市計画課長】

事務局でございます。

その他としての具体的な項目はないのですが、日程についてでございます。次回の日程については、現時点で未定なのですが、幾つか都市計画の決定の状況に合わせて、プロジェクトの案件が来年度の前半ですね、4月以降、5月、6月第一、第二四半期ぐらいにあるかなと思いますので、基本的には、それまでの日程調整という形にさせていただいて、今日いただいた様々なガイドラインや事業の取組については、事務局のほうで受け止めさせていただいて、適宜小委員会や会長にお諮りしながら進めてまいりたいと思っております。

事務局からの連絡事項は、以上でございます。

【西村会長】

すみません。委員の皆様方もよろしいでしょうか。

4. 閉会

【西村会長】

それでは、これで全議題を終わりましたので、令和2年度第3回千代田区景観まちづくり審議会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。